

科目5

対人援助の価値と倫理

講師紹介

井上 仁 (INOUE JIN)

- ・NPOすみれブーケ 理事
児童養護施設・里親を巣立った若者シェアハウス
- ・NPO SalamatA 理事 他

1975年 東京都入職 当時の民生局・児童養護施設
児童自立支援施設 *東京都子どもの権利ノート編纂
児童相談センター児童福祉司 2005年退職

2005年 日本大学文理学部教員(児童福祉)
学生ボランティア活動等に取り組み今も続く
桜んぼ塾(児童養護施設・一人親のこども学習支援活動)
SalamatA(フィリピン子ども若者交流支援活動)など

はじめに

はじめに

- 子育て支援員研修における本科目の位置づけ
対人援助において、関わるすべての人が理解しておくべき原理や大切にすべき事項を学ぶ科目
- 本講義の目的
 1. 対人援助の価値について理解する。
 2. 子どもの最善の利益について理解する。
 3. 対人援助の倫理について理解する。
 4. 保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する。
 5. 子育て支援員の役割について理解する。

本科目で網羅する
シラバスの内容

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
2. 子どもの最善の利益
3. 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み
4. 保護者・職場内・関係機関・
地域の人々との連携・協力
5. 子育て支援員の役割

まとめ

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
2. 子どもの最善の利益とは
3. 対人援助の基本的な考え方
 - (1) 対人援助の基本
 - (2) バイスティックの7原則
 - (3) 守秘義務・個人情報保護と苦情解決の仕組み
4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力
5. 子育て支援員の役割
- まとめ

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体

ソーシャルワーカーの倫理の基盤

＜ソーシャル・インクルージョンの理念＞

人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包括的社会を目指すよう努める。

SDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals)

= 永続的社会 社会福祉の目指す方向

誰もが包括される社会 = 子どもも権利の主体者!

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体

ソーシャルワークの定義 利用者主体の考え方

ソーシャルワークの専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々の**エンパワメント**と解放を促していく。

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う**接点に介入**する。

人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

*注 エンパワメント=利用者自らが選択し、自己決定をして、問題解決に自らがあたることで問題解決をしていくこと

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体

ソーシャルワーカーの役割

人間関係の問題解決

社会で暮らす=人間関係→調整=問題解決

エンパワーメントの促進

ソーシャル・インクルージョンの促進 貧困からの解放 機会の均等
などクライアントの環境と相互に関係する接点に介入

ウェルビーイング（福祉）の増進

満足・安心・人権尊重・自己実現・生活の向上など

社会の変革

政策・人権意識の改革・法律・制度の改革など

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体

対人援助を担うソーシャルワーカーの基盤

社会理解の知識 社会構造・社会問題・歴史・文化・動向・システムなど
政策・法律・制度 社会資源の理解 サービスの根拠として
人間理解 発達・認知・行動・感情・家族システム・病気・障がいなど

ソーシャルワークの実践スキル

ケースワーク・カウンセリング・ケアマネージメント・ケースマネジメント・
グループワーク・コミュニティワーク・スーパービジョン

ソーシャルワークの倫理 クライアント第一主義の確立＝人権擁護

ソーシャルワーカーの資質

ソーシャルワーカーとクライアントとの関係性の基盤

【利用者の尊厳の遵守と利用者主体】

◎対人援助で大切なこと

- ・権利擁護を理解して、利用者が主体となれるように支援する

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義 岩崎浩三訳

(2000年7月27日モントリオールにおける総会において採択、日本語訳は日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本医療社会事業協会
で構成する IFSW 日本国調整団体が 2001 年 1 月 26 日決定した定訳
である。)

http://www.jasw.jp/kokusaiinfo/IFSW_SWTEIGI.pdf

保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティー
鶴 宏史 あいり出版(2009年)

ソーシャルワーク 金子絵里乃・後藤宏史 弘文堂(2016年)

子どもと福祉 子ども・家庭支援論 林 浩康 福村出版(2013年)

科目5

対人援助の価値と倫理

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
 2. 子どもの最善の利益とは
 3. 対人援助の基本的な考え方
 - (1) 対人援助の基本
 - (2) バイスティックの7原則
 - (3) 守秘義務・個人情報保護と苦情解決の仕組み
 4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力
 5. 子育て支援員の役割
- まとめ

2. 子どもの最善の利益とは

2. 子どもの最善の利益とは

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子ども＝権利行使の主体

年齢や発達に応じて権利を行使する

↑ 意見表明権・学習権・保護される権利等

サポートする大人に責任 **児童福祉法 第1条・2条**

＝最善の利益の確保（児童の権利に関する条約第3条）

現在だけでなく子どもの未来の利益も考慮

将来的・長期的な視点が必要

2. 子どもの最善の利益とは

児童福祉法に明記された子どもの権利

第一条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益が優先して考慮**され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

本項目のまとめ

【子どもの最善の利益】

- 家族のもとで成長し学び安全と安心の確保を最優先する
- 子どもの将来を見通した長期的な選択肢を考えていく
- 子どもも権利の主体である
- 子どものエンパワーメントを支える
- 子どもたちの声を聴こう
- 子どもと家族を支えよう

児童の権利条約（児童の権利に関する条約） | 外務省

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido>

子どもの権利条約 | 日本ユニセフ協会

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

子どもの権利ガイドブック【第2版】

日本弁護士連合会子どもの権利委員会 明石書店（2017年）

保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティー
鶴 宏史 あいり出版（2009年）

ソーシャルワーク 金子絵里乃・後藤宏史 弘文堂（2016年）

子どもと福祉 子ども・家庭支援論 林 浩康 福村出版
（2013年）

科目5

対人援助の価値と倫理

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
2. 子どもの最善の利益とは
3. 対人援助の基本的な考え方
 - (1) 対人援助の基本
 - (2) バイスティックの7原則
 - (3) 守秘義務・個人情報保護と苦情解決の仕組み
4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力
5. 子育て支援員の役割
- まとめ

3. 対人援助の基本的な考え方

3. 対人援助の基本的な考え方 (1) 対人援助の基本

相談支援(対人援助)の基本の重要性

相談受付が問題解決のキーポイント

相談者が相談継続の決定者

相談に来たことの勇気 → 安心 → 継続(意志決定)

エンパワメントを支える支援

*エンパワメント = 自らの問題を解決しようとする力

*相談の継続がなければ解決はない = 相談者が決めること

相談者の最初に意思表示 → 相談ニーズ

問題の提示 → 解決へのサポート



相談専門機関への情報提供=解決の道筋

3. 対人援助の基本的な考え方 (1) 対人援助の基本

子育て支援者の必要な技術と知識

1. ソーシャルワーカーとしての専門性

相談者を支える視点

安心の付与「相談してよかった」「相談を続けよう」

2. ソーシャルワークの援助方法

傾聴 = 聴く力・話してもらえらる・聴き続ける

受容 = 受け止める力、受け入れることでの安心

安心できる気持ち = 話せる環境

受け止めることでやる気になる

3. 対人援助の基本的な考え方 (1) 対人援助の基本

聴く力=専門性

子どもなりに主張がある

行為の理由や感情の言語化は大切=語彙は少ない

発達段階により表出方法が異なる=だから聴く専門性

観察は重要=感情・行為・しぐさ等々=観察大切

エンパワーマントを支える(自立)自己選択・自己決定

聴いてもらえて、説明されて、自分で決められて成長

体験(心配)が子どもを育てる=先回りでない専門性

聴くで育てる=しつけ⇒社会の慣習・文化・制度などを学ぶ機会

3. 対人援助の基本的な考え方 (1) 対人援助の基本

子どもを理解する

話すのがへた(説明できない)

無意識の逃避=影響=説明できっこない

行動には理由(わけ)がある 感情と行動が一緒に出やすい

影響を受けやすい 家族・友人・学校・環境=おとなより敏感

一生懸命考えている 拙いけど子どもなりに解決を求めている

自分をまもれない 法律や制度など知らない



だから・・・支えるおとなは・・・

3. 対人援助の基本的な考え方 (1) 対人援助の基本

専門的プログラム 例

トラウマインフォームドケア (Trauma-Informed Care)

利用者の方には「トラウマがあるかもしれない」とう観点をもって支援をする

コモンセンスペアレントトレーニング (Common Sense Parenting)

虐待をした保護者支援のためのトレーニングのプログラム。子どもの良いところに着目して、暴力や乱暴な言葉を使わない子育て技術を伝え、虐待防止する

アンガーマネジメント (Anger management)

「怒らない」ではなくて、「うまく怒れる」、「必要ないときは怒らない」など、怒りの感情と上手に付き合うためのトレーニング

3. 対人援助の基本的な考え方 (2) バイスティックの7原則

対人援助の基本的な考え方 バイスティックの7原則

- 個別化の原則
- 意図的な感情表出の原則
- 制御された情緒関与の原則
- 受容の原則
- 非審判的態度の原則
- 自己決定の原則
- 秘密保持の原則



3. 対人援助の基本的な考え方 (2) バイスティックの7原則

個別化の原則

利用者を個人としてとらえ、利用者の問題状況に応じて
個別的な対応をする

ラベリング いわゆる人格や環境の決めつけ

カテゴライズ 同様の問題をまとめ分類、同様の解決
手法を執ろうとする事をしない

基本的スタンス ひとりひとり問題は異なる=同じ問題は存在しない
集団ではなく個人の問題としてとらえる
クライアント個人を対象とする

3. 対人援助の基本的な考え方 (2) バイスティックの7原則

意図的な感情表出の原則

援助者が利用者の考えや感情（肯定的な感情も否定的な感情も）を自由に表現できるように働きかける
その利用者の感情表現を大切に扱う

誰にでも内に溜まっている物を吐き出したいという欲求がある
その機会を与えられ、その感情を善悪の価値判断を加えずに聴いてくれる人がいたら、クライアントはどんなに安心するか
すべて吐き出してすっきりした時から新しい出発の始まり

3. 対人援助の基本的な考え方 (2) バイスティックの7原則

制御された情緒関与の原則

援助者は自身の感情を自覚し吟味し、援助者が利用者の表出した感情を**受容的・共感的に受け止める**

自分が相手に対してどういった感情をどうして抱いたのか、自覚しようとしないと気がつかないので**相手の感情と自分の感情、それぞれを理解し制御**

基本的スタンス

ソーシャルワーカー自身がクライアントの心を理解

自らの感情を統制して接していく事

「あなたの気持ちは分からないけど、分かろうと思うよ。
分かろうと努力するよ」

3. 対人援助の基本的な考え方 (2) バイスティックの7原則

受容の原則

クライアントの考えは、そのクライアントの人生経験や環境などに起因している—クライアント自身の『個性』

決して頭から否定せず、どうしてそういう考え方になるかを理解する（受け止める）

基本的スタンス

直接的命令や行動感情の否定をするようなことはしない
クライアントを受け止める

3. 対人援助の基本的な考え方 (2) バイスティックの7原則

非審判的態度の原則

援助者は利用者の言動や行動を、一般の価値基準や援助者自身の価値基準から良いとか悪いとか**評価・審判しない**

利用者の**あるがままを受け入れる**ように努め、利用者を一方向的に非難してはならない

基本的スタンス

何を大切にしているのか受け止めた上で、**選択枝を示し、一緒に考えていく**

ソーシャルワーカーは補佐で、現実には**クライアント自身が自らのケースを解決**せねばならない

自分の価値観を持つなというのではなく**社会通念上、許容される範囲内での価値観は持つべき**

3. 対人援助の基本的な考え方 (2) バイスティックの7原則

自己決定の原則

自らの行動を**決定するのはクライアント**

援助者はクライアントの意思に基づく決定ができるように援助していく

問題解決の方策についてメリットとデメリットを検討しつつ自己決定に至る過程を一緒にたどったり、さまざまな選択肢を用意するなど自己決定の条件整備をすることも求められる

問題に対する解決の主体はクライアント

秘密保持の原則

援助関係のなかで利用者からの情報・言動や状況を秘密（プライバシー）として守る

秘密（プライバシー）が守られることが保証されることにより、はじめて「意図的な感情表出」も可能となる

信頼関係形成の基盤

*子育て相談の守秘義務＝児童福祉法

守秘義務（児童福祉法）

個人情報の保護（個人情報の保護に関する法律）

苦情解決の仕組み

【対人援助の基本的な考え方】

- ・対人援助の基本
- ・対人援助の原則であるバイスティックの7原則の考え方の理解
- ・守秘義務・個人情報保護と苦情解決の仕組み

参考資料

ケースワークの原則 [新訳改訂版] F.P.バイステック 著
尾崎 新訳 福田 俊子 訳 原田 和幸 訳 誠信書房 (2006年)

保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティー
鶴 宏史 あいり出版 (2009年)

ソーシャルワーク 金子絵里乃・後藤宏史 弘文堂 (2016年)

子どもと福祉 子ども・家庭支援論 林 浩康 福村出版
(2013年)

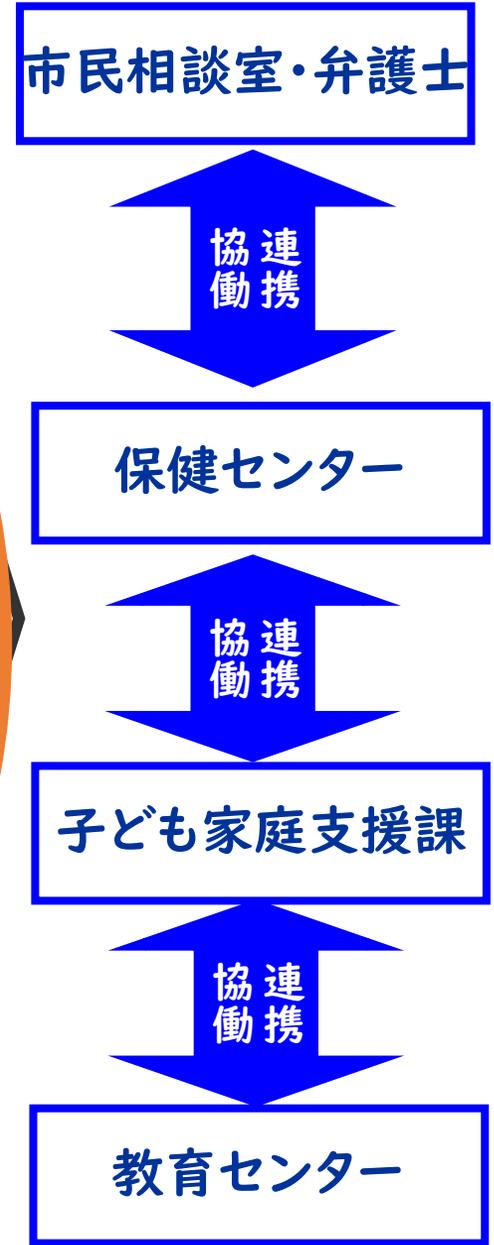
科目5

対人援助の価値と倫理

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
2. 子どもの最善の利益とは
3. 対人援助の基本的な考え方
 - (1) 対人援助の基本
 - (2) バイスティックの7原則
 - (3) 守秘義務・個人情報保護と苦情解決の仕組み
4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力
5. 子育て支援員の役割
- まとめ

4. 保護者・職場内・関係機関・ 地域の人々との連携・協力

目指す子育ての安心=ネットワークによるワンストップサービス



子どもを守る地域ネットワークのしくみ

要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）

地域で支える虐待を防止するための制度
事務局＝区市町村

代表者会議

代表者による確認

実務者会議

実務者による進行管理

関係者会議

ケース担当者会議

参加

情報の共有＝守秘義務 児童福祉法等規定

地域のすべての子どもに関わる組織・個人の参加

児童福祉関係 行政・児童相談所・福祉事務所・保育所等施設 民生児童委員 NPO等

保健医療関係 医師会 保健所 病院 医師等

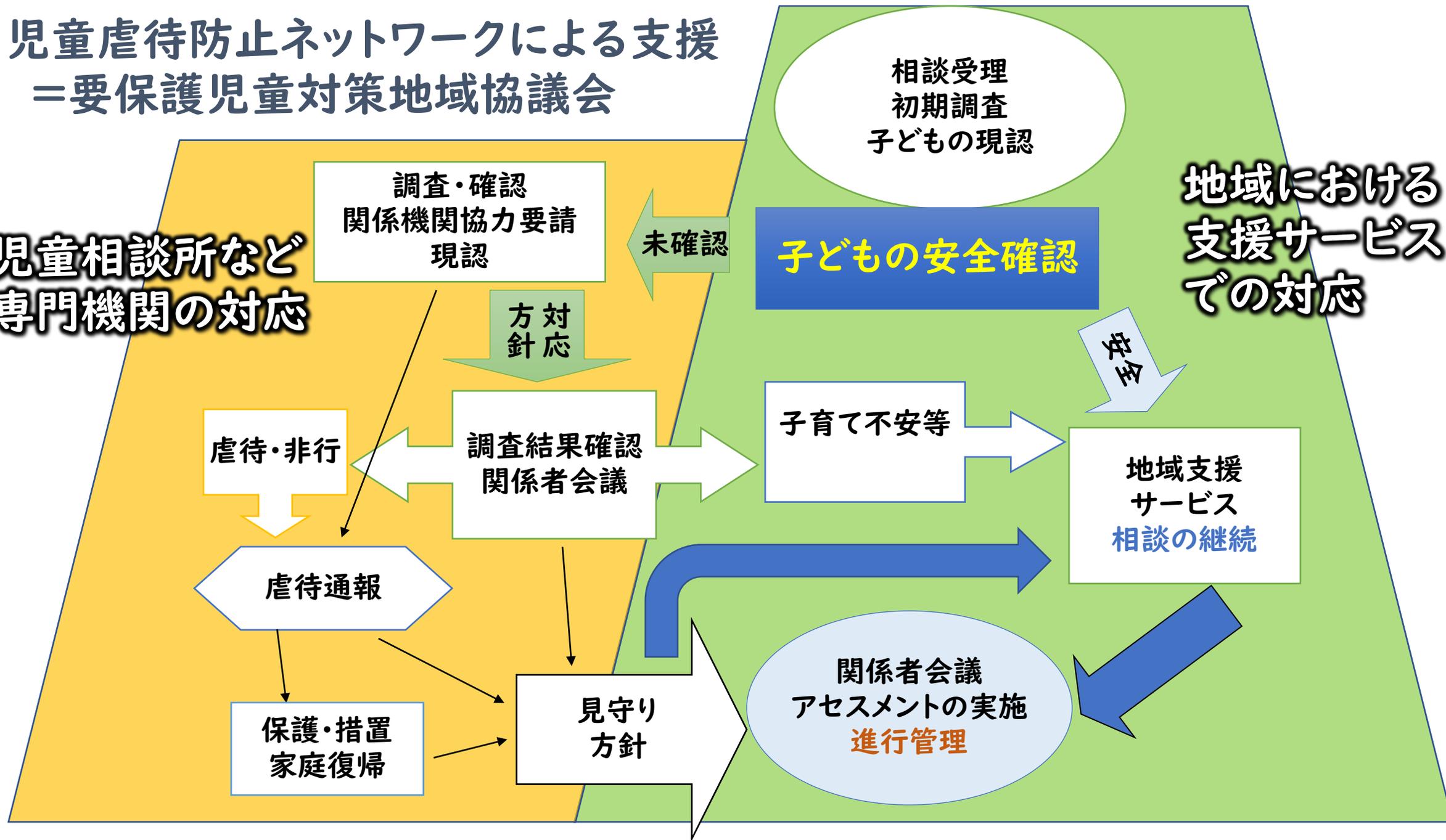
教育関係 教育委員会 幼稚園 学校 スクールカウンセラー等

警察司法関係

児童虐待防止ネットワークによる支援 ＝要保護児童対策地域協議会

児童相談所など
専門機関の対応

地域における
支援サービス
での対応



【保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力】

- ・子どもを守る地域ネットワーク
- ・地域の連携で守られる子どもの安心と安全
- ・子育て支援員も地域ネットワークの一員

参考資料

「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」の公表について
（2007年）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv14/>

科目5

対人援助の価値と倫理

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
2. 子どもの最善の利益とは
3. 対人援助の基本的な考え方
 - (1) 対人援助の基本
 - (2) バイスティックの7原則
 - (3) 守秘義務・個人情報保護と苦情解決の仕組み
4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力
5. 子育て支援員の役割

まとめ

5. 子育て支援員の役割

5.子育て支援員の役割

説明責任が果たせる人

一方的関係(してあげている)でなく、説明と理解(納得)を前提に関係を築く

ファシリテートできる人

ファシリテート=議論を促進したり問題解決が得られるようサポートする
参加・選択を大切にする・出した結論を尊重する
=解決にむけた環境をつくる→参加しやすい活動

結果よりも過程を大切にする人

結果(成果)よりも過程を評価する人、エンパワメントを支える人

信頼されるモデルになれる人=信頼の確保

モデルとなる専門性 言葉使い・服装・専門的知識 スキル

【子育て支援員の役割】

- ・子どもの良きモデルとなる
- ・子どもの視点から地域づくりをする
- ・子どもの権利をサポートする姿勢を持つ

◎全ての子どもの成長と学びを支える
子育て支援員

子育て支援員とは
「子育て支援員」研修について 厚生労働省
2015

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000081375.pdf

子育て支援員研修事業の実施について 厚生労働省
2015

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000093394.pdf>

科目5

対人援助の価値と倫理

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
 2. 子どもの最善の利益とは
 3. 対人援助の基本的な考え方
 - (1) 対人援助の基本
 - (2) バイスティックの7原則
 - (3) 守秘義務・個人情報保護と苦情解決の仕組み
 4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力
 5. 子育て支援員の役割
- まとめ

まとめ

本項目のまとめ

- 子育て支援員は子どもの良きモデルに!
- 子どもの声を聴きアドボケートを!
- 子育て支援員としての学びはこれから!
- 子どもの良き理解者に!